

# 応急手当普及員が実施する普通救命講習会の流れ

## ●修了証等を交付する講習会

1. 開催場所を確保する。(相模原市内に限る)
2. 蘇生訓練用人形等の貸出し予約を(公社)相模原市防災協会で行い、「普及講習用資器材借用申請書」(第10号様式・第10条関係)を提出する。  
その際、「応急手当普及員認定証」(要綱第9号様式・第11条関係)提示。(コピー提出)
3. (公社)相模原市防災協会ですきに教材(テキスト等)を購入する。(消防指令センター1階)
4. 資器材貸出日に(公社)相模原市防災協会又は各本署(相模原消防署・北消防署・南消防署・津久井消防署)へ資器材を取りに行く。



### 注意!

修了証の発行は、要綱第6条第2項に記載しています。  
(普通救命講習会が該当)

5. 講習修了後、器材の掃除及び点検を行う。
6. (公社)相模原市防災協会又は各本署(相模原消防署・北消防署・南消防署・津久井消防署)へ蘇生訓練用人形等を返却する。その際、「普及講習報告書」(要綱第11号様式・第10関係)と「応急手当普及員実施普及講習修了証交付申請書」(要綱第3号様式・第2関係)及び「受講者名簿(氏名、住所、生年月日、性別)」を提出する。
7. 防災協会から修了証等の作成連絡があったら、取りに行き受講者に配布する。

## ●修了証等を交付しない講習会

1. 開催場所を確保する。(相模原市内に限る)
2. 蘇生訓練用人形等の貸出し予約を各消防署所で行い、「救急訓練実施申請書」を提出する。  
その際、「応急手当普及員認定証」(要綱第9号様式・第11条関係)提示。(コピー提出)
3. 資器材貸出日に予約した消防署所へ資器材を取りに行く。
4. 講習修了後、器材の掃除及び点検し消防署所へ返却する。